

会員各位 殿

平成27年6月4日

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

徳島県医師会長 川島 周
感染症対策委員長 馬原文彦

中東呼吸器症候群（MERS）の韓国における多数の患者発生を受けて、日本医師会、厚生労働省より対応について次々と文書が発出されております。取り急ぎ一般医療機関としての対応として「情報提供を求める患者の要件」について情報提供いたします。疑い例がある場合には最寄りの保健所にご相談下さい。

なお、詳細については下記 URL および徳島県医師会ホームページにてご確認ください。

平成27年6月4日（地Ⅲ48F）

日本医師会感染症危機管理対策室長 小森 貴

韓国における中東呼吸器症候群（MERS）への対応について

今般、標記の通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より都道府県等衛生主管部（局）長宛なされました。

本件は、韓国における死亡例を含む多数の患者発生を踏まえ、MERSへの感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送や入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面、「情報提供を求める患者の要件」について一部取り扱いを下記の下線部のとおり変更するものであります。なお、厚生労働省において本件に伴うQ&Aの修正と自治体向けの具体的な運用に関する事務連絡が一両日中に発出される予定であり、その際にはあらためてご連絡いたします。

記

1. 「情報提供を求める患者の要件」の改正

「韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の発生について」（平成27年6月1日健感発0601第1号）別添2、MERS 疑い患者が発生した場合の標準的対応フローの起点となる「情報提供を求める患者の要件」について、以下の下線部を追加する。

（情報提供を求める患者の要件）

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

ウ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に、対象地域か否かを問わず、MERSが疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの、MERSが疑われる患者と同居（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触したもの

2. MERS疑似症患者の定義について

医師が、上記1.のア、イ又はウのいずれかに該当する患者を診察し、MERSへの感染が疑われると診断した場合には、当面の間、MERS疑似症患者として取り扱うことができること。その場合の暫定的な対応フローについては、別添1を参照のこと。

3. 検疫所との連携について

検疫所において、上記2.の取り扱いに基づき、疑似症患者の届出を行った場合には、報告様式（様式1）に基づき保健所に情報提供することとしており、保健所においては、検疫所と連携の上、患者搬送などについて迅速に対応すること。

また、MERSのPCR検査について、検査の実施が困難な検疫所等において、地方衛生検査所に検査の協力依頼があった場合は、その調整等について協力をお願いする。

参考資料

別添1：中東呼吸器症候群（MERS）疑い患者が発生した場合の自治体向け暫定的対応フロー

別添2：検疫所長宛通知「韓国で発生している中東呼吸器症候群への検疫対応について」

様式1：中東呼吸器症候群（MERS）について

（参考ホームページ）

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/mers.html>

国立感染症研究所

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/alphabet/mers/2186-idsc/2686-mers.html#niid>